

【よくある質問】 申請方法：「オンライン申請」または「書面申請」

※※ 申請期限を過ぎた場合は、支給できませんのでご注意ください ※※

Q. アンケートは必ず提出するのですか？

はい、「妊娠期アンケート」は必ず回答してください。

(妊娠 7 カ月未満の方は後日アンケートを送付します。また、出産を終えた方は対象となりせん。)

はい、「出産後アンケート」は申請要件となりますので提出が必要です。

Q：「出産応援給付金」の申請者は父親と母親どちらになりますか？

「出産応援給付金」の場合、原則アンケート回答者（母親）が申請者となります。

Q：「子育て応援給付金」の申請者は父親と母親どちらになりますか？

「子育て応援給付金」の場合、原則アンケート回答者（母親）が申請者となりますが、養育者として父親での申請も可能です。

Q. 申請者とは別名義の口座へ振込することは可能ですか？

原則申請者と振込口座名義人は同一となります。

やむを得ず、別名義の口座へ振込希望をされる場合は、委任状（ホームページからダウンロード可）の提出が必要となりますので健康推進課までお問合せください。

Q. 他の市町村で妊娠または出産後に読谷村に転入しました、申請はどうなりますか？

- ・他の市町村で給付金等を受給した場合は、読谷村では申請できません。
- ・他の市町村で妊娠・出生届を提出したが、給付金を受給していない場合、読谷村で申請できます。
- ・他の市町村で「出産応援給付金」のみ受給した場合は、読谷村で「子育て応援給付金」の申請ができます。
- ・他の市町村で「出産応援給付金」と「子育て応援給付金」の両方を受給した場合は、読谷村で申請できません。

Q. 読谷村で妊娠または出産をしたあとに転出します(しました)、申請はどうなりますか？

令和 5 年 5 月 1 日時点で転出されている方は、原則転出先で申請をしてください。

※既に読谷村でアンケートや面談を行なっている場合は健康推進課にご相談ください。

Q. 令和 5 年 5 月 1 日以降、妊娠届をした場合、面談は必ず必要ですか？

はい、原則妊婦さんとの面談後に「出産応援給付金」の申請を行うことができます。

Q：読谷村で妊娠届を提出し、面談前に転出した場合は、どの市町村で申請しますか？

転出先の市町村で面談を行い、「出産応援給付金」の申請・給付となります。

Q. 令和 5 年 5 月 1 日以降、出生届を提出した場合、面談は必ず必要ですか？

はい、面談は「子育て応援給付金」の支給要件となっており、助産師や保健師等による「新生児産婦訪問」等の訪問時に申請書類をお渡しします。原則産婦さん（母親）が対象となり、養育者である父親もご一緒に面談することができます。

Q：読谷村で出生届を提出し、面談前に転出した場合は、どの市町村で申請しますか？

転出先の市町村で面談を行い、「子育て応援給付金」の申請・給付となります。



[問い合わせ]

読谷村字座喜味 2901 番地

読谷村役場 健康推進課

☎098-982-9211 (平日 9:00~17:00)